

「安心」が得られるまちへ

子ども・
子育て



長寿・
生きがい



障害福祉



地域福祉



健康・保険



生活安心



防犯・防災



子ども・子育て

基本方針

現況

少子化や小世帯化、都市化と地域関係の希薄化、若年・高齢出産の増加等により、家庭の“子育て力”が弱まっています。

課題

「身近に相談できる人がいない」「子どもとの接し方がわからない」等、家庭での子育てに不安等があるときに、気兼ねなく頼れる相談機能の充実が求められています。

切れ目のない子育て支援

妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援・情報提供を行い、子育ての不安を軽減するとともに、医療機関との連携のもとで母子の心身の健康を守ります。

また、子育て支援に関する団体等との連携を図ります。

現況

女性の社会進出等に伴う共働きの増加や就労形態の多様化により、保育需要の増大や多様な保育ニーズが発生しています。

課題

待機児童の解消が喫緊の課題であるほか、幼保の連携強化や、就学前教育・保育の内容の統合および質の向上を進める必要があります。

就学前教育・保育の充実

就学前の子どもに対して必要な保育と適切な教育を行い、併せて、家庭が子育て期に安心して仕事と子育てを両立できるよう支援します。

現況

子育ての悩みがある家庭や、ひとり親家庭、経済的困窮の家庭が増え、児童虐待相談も増加しています。また、放課後児童の居場所に対する需要が増加しています。

課題

特に配慮が必要な子どもと家庭に対し、関係機関が連携し、手を差し伸べ、寄り添って対応する必要があります。また、児童育成クラブの整備と多様なニーズへのさらなる対応が求められています。

安心して子育てができる環境づくり

児童虐待の根絶に努めます。また、ひとり親家庭や発達支援が必要な子どもがいる家庭等への相談・支援を充実させるほか、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。

■この分野の計画

- ・草津市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度/子ども子育て推進室）
- ・草津市幼保一体化推進計画（平成27年度～平成31年度/子ども子育て推進室）
- ・草津市教育振興基本計画（第2期）（平成27年度～平成31年度/教育総務課）



施策

概要

①総合相談窓口の充実

子育て相談センターにおいて、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない相談支援をワンストップで行います。また、関係機関と連携しながら、必要な情報や支援を提供します。

②母子保健サービスの充実

子どもの健全な育成、健康増進を図るとともに、病気等の予防・早期発見・早期対応に努めるため、妊娠・出産・子育てを通して切れ目のない母子保健サービスを提供します。

③子ども・子育て支援、ネットワークの充実

子育て支援センター※やつどいの広場※等を通じて子育て支援に係る様々な情報や、交流の場を提供するとともに、これを支える関係団体等のネットワークを強化します。

①質の高い就学前教育・保育の提供

幼稚園・保育所で培ってきた成果等を共有して、相互の連携強化を行い、教育・保育内容の統合と認定こども園化に取り組むとともに、質の高い就学前教育・保育を提供します。

②就学前教育・保育施設の整備

安全で安心な保育環境を確保するとともに、質の高い就学前教育・保育を実現するために認定こども園等の環境整備に取り組みます。

①児童虐待の防止と早期発見・早期対応

児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもとその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体制の充実や関係機関等の連携を強めます。

②ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制、日常生活の支援や経済的支援等を充実します。

③発達障害児等への支援の充実

発達障害がある等、支援が必要な子どもとその家庭に寄り添い、早期に専門的な療育につなぐとともに、さらに個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を進めます。

④児童育成クラブの充実

子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所の確保のため、多様な保育ニーズに対応できる児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。

⑤子育てに伴う経済的負担の軽減

児童手当の支給や乳幼児・小中学生の医療費助成等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

※子育て支援センター：就学前の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として、また地域の子育て支援を行う機関のこと。

※やつどいの広場：概ね3歳未満の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として実施する事業のこと。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

切れ目のない
子育て支援



安心して子育ての
相談ができる！

就学前教育・
保育の充実



安心して仕事と子育てを
両立できる！

安心して子育てが
できる環境づくり



子育てに不安を感じる人が
少なくなる！

指標	すこやか訪問の利用率 (%)					保育所等の待機児童数 (人)					子育てしやすいと思う市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	96.2	98.0	98.0	98.0	98.0	0	0	0	0	0	82.0	82.0	83.0	84.0	85.0

行政	市民・地域	事業者等
<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目のない相談体制の充実を図ります。 ○親子の交流・仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点づくりを行います。 ○子どもと養育者の心身の状況および養育状況を把握し、養育者が子どもに適切な関わりができるよう相談支援や情報提供を行います。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域において切れ目のない相談や見守りができるように、民生委員児童委員、健康推進員※等の活動を支援します。 ○子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所等の支援に取り組みます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てをしながら働くことができる環境整備に向けて、待機児童対策を進めるとともに、認定こども園・保育所・幼稚園の施設・運営面の向上に努めます。 ○人権に根ざした教育・保育を基本とし、保育所と幼稚園が連携するとともに、幼保一体化に向けた取組を進め、質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。 ○子どもの育ちをつなぐため、認定こども園・保育所・幼稚園・小学校との連携・交流を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史、自然、行事など地域の特性を活かし、子どもが地域との関わりを通して学べるように努めます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童育成クラブの充実と施設整備を図ります。 ○ひとり親家庭や発達支援が必要な子どもがいる家庭等に対し、各家庭に応じた支援を行います。 ○児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、通告等に対して迅速に対応するための相談体制の充実を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供や連携を積極的に行います。
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談センター等の相談窓口や、「すこやか訪問」等の機会を利用し、不安や心配事を解消して、得た情報をうまく子育てに生かします。 ○地域で子どもを見守る意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。 ○子育ての現状を理解し、必要に応じた協力をを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭が子育ての第一義的な責務を負うことを自覚し、子どもとふれ合い、基本的な生活習慣や社会的マナー等が身につけられるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。 ○子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロール等の取組に積極的に参加します。 ○児童虐待など気になる家庭がある場合は、連絡(通告)するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。 	<p>(関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉、保健、教育を担当する機関が連携し、子どもとその家族が地域の中で、安心して生活するための環境づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。 ○児童虐待防止等の啓発活動に積極的に参加します。

※健康推進員：市民の健康の保持および増進を積極的に推進するとともに、市民生活に密着した保健事業を行うボランティアのこと。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
切れ目のない子育て支援	①総合相談窓口の充実	総合相談事業（衛生費）	健康増進課
		総合相談事業（民生費）	健康増進課
		乳幼児健診事業	健康増進課
	②母子保健サービスの充実	新生児訪問事業（すこやか訪問事業）	健康増進課
		妊娠・出産包括支援事業	健康増進課
		子育て支援センター運営事業	子ども子育て推進室
	③子ども・子育て支援、ネットワークの充実	つどいの広場事業	子ども子育て推進室
		育児等支援家庭訪問事業（すこやか訪問事業）	健康増進課
		草津っ子サポート事業	子ども家庭課
就学前教育・保育の充実	①質の高い就学前教育・保育の提供	幼稚園・認定こども園管理運営事業	幼児課
		幼稚園・認定こども園ステップアップ推進事業	幼児課
		就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助事業	幼児課
		民間保育所・認定こども園運営補助事業	幼児課
		民間保育所・認定こども園運営事業	幼児課
		家庭的保育事業	幼児課
		小規模保育事業	幼児課
	②就学前教育・保育施設の整備	保育所・認定こども園管理運営事業	幼児課
		保育所・認定こども園施設整備事業	幼児課 子ども子育て推進室
		民間保育所・認定こども園施設整備事業	幼児課 子ども子育て推進室
安心して子育てができる環境づくり	①児童虐待の防止と早期発見・早期対応	家庭児童相談指導事業	子ども家庭課
		養育支援ヘルパー派遣事業	子ども家庭課
	②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭課
		ひとり親家庭等就業支援事業	子ども家庭課
		児童扶養手当給付事業	子ども家庭課
		母子生活支援施設入所事業	子ども家庭課
	③発達障害児等への支援の充実	母子家庭福祉医療費助成事業	保険年金課
		発達支援センター運営事業	発達支援センター
	④児童育成クラブの充実	湖の子園運営事業	発達支援センター
		児童育成クラブ運営事業	子ども子育て推進室
	⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当給付事業	子ども家庭課
乳幼児福祉医療助成事業		保険年金課	
小中学生医療助成事業		保険年金課	

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
切れ目のない子育て支援	1	マタニティマーク、ベビーカーマークなどの普及啓発
	4	出産・育児の切れ目のない相談体制の確立
	5	妊娠時、子育て時の経済的負担の軽減
	8	子育て情報アプリの充実
	9	子育て環境、親子の遊び場の充実
	10	病児・病後児保育の充実
	13	結婚支援への取り組み
就学前教育・保育の充実	2	待機児童の解消
安心して子育てができる環境づくり	3	放課後の子どもの居場所づくり
	5	妊娠時、子育て時の経済的負担の軽減
	6	第2子の壁解消への支援強化
	7	多子世帯の負担軽減の拡大
	11	様々な家庭・子どもへの支援強化



長寿・生きがい

基本方針

現況

いきいきとした高齢社会の実現に向けて、高齢期の健康と生きがいづくりがますます重要となってきています。

課題

高齢期にある人が、自らの健康を維持し、知識や経験・技能を生かして社会参加できるよう、そのための機会を充実させていくことが求められています。

いきいきとした高齢社会の実現

いきいきとした高齢社会の実現のため、長年の経験で培った豊かな知識や技能を生かした取組等から高齢期の健康と生きがいづくりを支援します。

現況

誰もが安心して高齢期を迎えられるよう、介護保険サービスや生活支援のサービスの充実が必要となっています。

課題

制度理解の促進と個別のニーズを踏まえた適切なサービス提供とともに、地域での介護予防や認知症対策へのいっそうの取組の充実が求められています。

あんしんできる高齢期の生活への支援

高齢期にある人が安心して暮らせるよう、介護保険サービスや生活支援サービス等の適切な利用を支援するとともに、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で支えあえる仕組みづくりを進めます。

■この分野の計画

- ・草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【草津あんしんいきいきプラン 第6期計画】
（平成27年度～平成29年度/介護保険課・長寿いきがい課）
- ・草津市認知症施策アクション・プラン（平成26年度～平成29年度/介護保険課・長寿いきがい課）



施策

概要

① 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

生きがいや健康の保持増進にもつながることから、定年退職者等が就業やボランティア活動等への参加に結びつくよう、社会参加の機会拡充に努めます。

① 地域包括ケアシステムの推進

高齢期の安心を支える地域づくりを推進するとともに、支援のニーズや制度の動向等を踏まえ、介護保険制度を軸として、在宅介護や生活支援のサービスを包括的に提供します。

② 認知症対策の推進

認知症サポーター※の養成等を通じて、認知症についての理解と支援の広がりをつくるとともに、医療機関・地域包括支援センター・サービス事業所・地域とのネットワークを強化することで、早期の支援体制の構築を図ります。

③ 介護予防対策の推進

要支援・要介護状態になることを予防し、誰もが元気でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開等、介護予防の取組の充実に努めます。

④ 介護サービスの充実

要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。

⑤ 介護保険制度の適正運用

介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント※、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取組を進めます。

長寿・
生きがい



※認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守る等、自分のできる範囲で活動する応援者のこと（「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。）。

※ケアマネジメント：介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるよう図ること。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

いきいきとした
高齢社会の実現



高齢期になっても地域社会で活躍する人が増える！

あんしんできる
高齢期の生活への支援



高齢期にある人が地域で安心して生活できる！

指標	地域の組織やグループに加入している65歳以上の市民の割合 (%)					高齢期の生活への支援に満足している市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	46.7	47.0	48.0	49.0	50.0	20.9	21.0	22.0	23.0	24.0

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢期の社会参加活動等への取組に対して、情報提供など必要な支援や活動団体など紹介窓口を設置します。 ○健康増進に関する情報や機会の提供に努めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ等の活動を支援します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防のための情報提供や、介護予防に役立つ場の提供、外出しやすい環境整備を推進します。 ○介護サービスの充実を図ります。 ○相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉の関係機関および地域の資源の連携による地域包括ケア体制を整えます。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進に努めます。 ○地域の中での自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの生活を改善して、介護予防に努めます。 ○介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし、意欲的に生活を続けます。 ○高齢期にある人が、家庭や地域で安心して生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○意欲ある熟年世代の雇用に努めます。 	<p>(サービス事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供します。 ○介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
いきいきとした高齢社会の実現	①高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	ロクハ荘管理運営事業	長寿いきがい課
		なごみの郷管理運営事業	長寿いきがい課
		シルバー人材センター運営・活動事業	商工観光労政課
あんしんできる高齢期の生活への支援	①地域包括ケアシステムの推進	高齢者総合相談・支援事業	長寿いきがい課
		権利擁護事業	長寿いきがい課
	②認知症対策の推進	認知症施策推進事業	長寿いきがい課
		認知症総合支援事業	長寿いきがい課
	③介護予防対策の推進	介護予防普及啓発事業	長寿いきがい課
		地域介護予防活動支援事業	長寿いきがい課
	④介護サービスの充実	居宅介護サービス給付事業	介護保険課
		施設介護サービス給付事業	介護保険課
		地域密着型介護サービス給付事業	介護保険課
	⑤介護保険制度の適正運用	介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
		介護認定事務	介護保険課
介護保険制度運営事務		介護保険課	

長寿・いきがい

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
いきいきとした高齢社会の実現	23	元気シニアボランティアポイント制度の創設
	20	くさつ版地域包括ケアシステムの構築
あんしんできる高齢期の生活への支援	21	在宅介護の支援
	22	認知症対策の推進
	23	元気シニアボランティアポイント制度の創設
	24	ひとり暮らし高齢者の見守り・安否確認体制の構築

障害福祉

基本方針

現況

障害のある人の生活の総合的な支援の体制や、就労・余暇活動など地域社会の様々な活動への参加の機会拡充を図ってきています。

課題

障害者差別解消法に基づく取組、障害のある人へのさらなる理解、ケアマネジメントに基づく生活支援の充実と、誰もが当たり前に参加できる地域社会づくりが求められています。

共に生きる社会の推進

障害のある人ない人、あるいは異なる障害のある人等の相互理解を深めながら、必要な生活支援を行うとともに、社会参加と自己実現の多様なニーズへの対応を図ります。

■この分野の計画

- ・草津市障害者計画（後期）（平成24年度～平成29年度/障害福祉課）
- ・第4期草津市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度/障害福祉課）



施策

概要

①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実

生活支援や就労支援、相談支援のさらなる充実等、個別のケアマネジメントによるサービス提供を行うとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に誰もが自らの意思で安心して参加・参画できるよう支援を進めます。

②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持

障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、障害のある人の尊厳の保持に努めます。

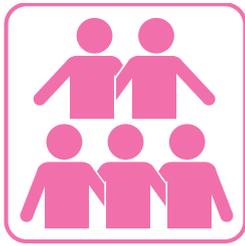
③福祉のまちづくりの推進

地域で安心して生活できるようハード面でのバリアフリー化を進めるとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に安心して参加・参画できるよう、外出支援やコミュニケーション支援等ソフト面での充実を図ります。



私たちの達成目標と行動の指針

共に生きる社会の推進



障害のあるないにかかわらず、
互いを認め尊敬しあえる
たくさんの出会いがある！

達成目標

指標	「共に生きる社会の推進」 についての満足度 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	16.2	20.0	22.0	25.0	29.0

行政

(施策展開において)

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

市民・地域

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参画のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。

事業者等

(雇用者)

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。

(サービス提供事業者)

- ニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。
- 家族へのサポート・相談を充実させます。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくれます。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
共に生きる社会の推進	①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
		生活介護事業	障害福祉課
		就労継続支援事業	障害福祉課
	②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者就労促進事業	障害福祉課
		サービス利用計画事業	障害福祉課
		障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
	③福祉のまちづくりの推進	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課
		障害者等個別移動支援事業	障害福祉課
		コミュニケーション支援事業	障害福祉課

障害福祉

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
共に生きる社会の推進	28	「障害者差別解消法」の施行に伴う対応充実
	29	障害者が安心して暮らせるまちづくり
	30	ユニバーサルデザイン社会の実現をめざした取り組み
	42	ユニバーサルデザインの推進

地域福祉

基本方針

現況

少子・高齢化や小世帯化、商店街の衰退等を背景に、隣近所のつながりが希薄化し、地域コミュニティの持つ「地域力※」が低下しています。

課題

ひとり暮らし世帯や高齢世帯等が孤立しないよう、住民間の支えあいとまちづくりや福祉に関わる各団体の連携をさらに強化する必要があります。

「地域力」のあるまちづくり

地域福祉の担い手の育成とそのネットワークの充実を図り、「地域力」を生かした福祉のまちづくりを進めます。

※地域力：地域の人々が地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくための力のこと。

■この分野の計画

- ・第3期草津市地域福祉計画（平成28年度～平成32年度/社会福祉課）

（関連計画）

「第3次草津市地域福祉活動計画（平成29年度～平成33年度）」[(社福)草津市社会福祉協議会]



施 策

概 要

①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進

中間支援組織である（社福）草津市社会福祉協議会と連携して、福祉講座や懇談会等を実施し、各種ボランティア活動や地域福祉の担い手を育成するとともに、地域での活躍を促進します。また、民生委員児童委員等の、福祉の担い手の活動を支援します。

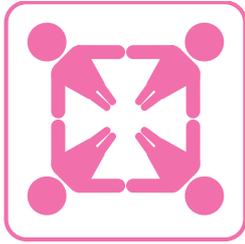
②地域福祉を支えるネットワークづくり

各学区社会福祉協議会およびまちづくり協議会や町内会の活動を中心に暮らしの問題を解決する住民主体の活動を広げ、地域で支えるネットワークづくりを推進します。



私たちの達成目標と行動の指針

「地域力」のある
まちづくり



「向こう三軒両隣」で
助け合える！

達成目標

指 標	対象者に占める災害時要援護者※ 名簿への登録者数（人 [累計]）				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	3,315	3,400	3,500	3,600	3,700

行動の指針

行 政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民コーディネーターを育成し、地域活動を促進します。 ○地域生活の安心を守るネットワークづくりの支援を行います。 ○地域福祉ボランティアの養成・確保に努めます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり協議会、町内会、（社福）草津市社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織等との連携を強めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活動に積極的に参画します。 ○「地域で支える支援者」に登録します。 ○隣近所の大切さを再認識し、地域のコミュニケーションを進めます。
	<p>（（社福）草津市社会福祉協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政と協働し、「草津市地域福祉計画」に基づく福祉のまちづくりを推進します。 <p>（企業・大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動における協働に努めます。

※災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難する等、災害時において適切な防災行動をとることが、特に困難な人（高齢者、障害者等）のこと。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
「地域力」のあるまちづくり	①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	社会福祉協議会活動補助事業	社会福祉課
		民生委員児童委員協議会活動補助事業	社会福祉課
	②地域福祉を支えるネットワークづくり	地域福祉計画推進事業	社会福祉課
		社会福祉関係団体補助事業	社会福祉課
		地域サロン推進事業※	長寿いきがい課

地域福祉

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
「地域力」のあるまちづくり	62	地震対策

※地域サロン：社会参加が困難になった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活していくために、地域の身近な場所で気軽に集い、地域の人どうしのつながりを深める自主活動のこと。

健康・保険

基本方針

現況

生活習慣病※による医療費が県内でも高い水準にあり、また健（検）診の受診率は低水準となっています。

課題

自らの健康は自ら守ることを基本に、よりよい生活習慣の普及啓発を進めるとともに、健（検）診の受診勧奨等を図っていく必要があります。

現況

高齢化の進展や医療の高度化等を背景に、医療保険等の制度を、将来にわたって持続可能なものとなるよう見直すことが求められています。

課題

保険者として現行制度を適正に運用するとともに、被保険者である市民の制度理解、健康管理意識の高揚等を図っていく必要があります。

市民の健康づくり

“誰もが健康で長生きできるまち草津”を目指し、生活習慣の改善等による疾病予防対策の強化や、地域社会の中での健康づくりを推進し、健康寿命※の延伸と健康格差の縮小を図ります。

医療保険制度の適正運用

国民健康保険制度等について、市民の制度理解を得られるよう啓発を進めながら、市民が安心して利用できるよう適正運用を堅持します。

※生活習慣病：日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称のこと。

※健康寿命：健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

■この分野の計画

- ・健康くさつ21（第2次）（平成25年度～平成34年度/健康増進課）
- ・第2次草津市食育推進計画（平成26年度～平成29年度/健康増進課）
- ・草津市自殺対策行動計画（平成26年度～平成30年度/健康増進課）
- ・第2期草津市特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度/保険年金課）
- ・草津市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成28年度～平成29年度/保険年金課）
- ・草津市健幸都市基本計画（平成29年度～平成34年度/健康福祉政策課）



施策

概要

①市民の健康づくり支援

生活習慣の改善を始めとした健康づくりに関する取組を様々な主体と連携し、推進することにより、市民の健康づくりを支援します。また、地域の実状に応じた主体的な健康づくりを支援します。

②疾病予防対策の強化

疾病の予防と早期発見のため、各種健（検）診、予防接種について、情報提供と啓発の強化による受診率等の向上を図るとともに、早期対応の勧奨に努めます。

①国民健康保険制度の運用

特定健康診査・特定保健指導※の実施等によって医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動等、制度への理解促進の取組を強めます。

②後期高齢者医療制度の運用

被保険者への制度周知や健康診査等の保健事業を実施するとともに保険料の確実な徴収を図り、後期高齢者医療制度を適正に運用します。

③福祉医療費の助成

重度心身障害者、重度心身障害老人、ひとり親家庭等を対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。



※特定健康診査・特定保健指導：平成20年4月から始まった40歳から74歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導のこと。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

市民の健康づくり



健康で自立した生活ができる期間を延ばす！

医療保険制度の適正運用



医療保険制度が健全に運用されている！

指標	健康寿命※（年）					医療保険制度が健全に運用されていると感じる市民の割合（%）				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	83.03	83.18	83.32	83.47	83.61	30.7	31.0	32.0	33.0	34.0

行動の指針

行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康に関する啓発活動や環境整備を積極的に行います。 ○地域医療体制の充実のため、関係機関と連携します。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学区単位で活動している健康推進員を増やします。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化の推進や加入者の健康管理意識の高揚を図るとともに、市民が制度に混乱しないよう、広報活動等きめ細かな対応に努めます。 ○医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。 ○特定健康診査とがん検診の同時実施の推進や、受診しやすい健康診査体制の整備により、実施率の向上を図ります。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の健康は自分で守るという意識を持ち、行動します。 ○健康に関する正しい知識、よりよい生活習慣を身につけます。 <p>（健康推進員等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康についての正しい知識を普及啓発し、行政と地域のパイプ役として活動します。 ○地域で健康づくりや健康増進の取組をいっそう進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険制度への理解を深めます。
事業者等	<p>（医療関係者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らが持つ知識や技術等を提供し、市民の健康づくりを支援します。 	

※健康寿命：健康寿命の目標値は男女の平均値としております。なお、平成28年度の男女別の健康寿命は男性81.87年、女性84.19年と推計しております。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
市民の健康づくり	①市民の健康づくり支援	健康啓発推進事業	健康増進課	
		健康づくり推進協議会運営事業	健康増進課	
		健康教育事業	健康増進課	
		健康相談事業	健康増進課	
		食育推進事業	健康増進課	
		自殺対策緊急強化事業	健康増進課	
	②疾病予防対策の強化	健康診査事業	健康増進課	
		歯科保健指導事業	健康増進課	
		予防接種事業	健康増進課	
		特定健康診査事業	保険年金課	
医療保険制度の適正運用	①国民健康保険制度の運用	特定保健指導事業	健康増進課	
		レセプト管理事業	保険年金課	
		国民健康保険税賦課事務	税務課	
	②後期高齢者医療制度の運用	後期高齢者医療保険料徴収事務	保険年金課	
		③福祉医療費の助成	重度心身障害老人等福祉医療助成事業	保険年金課
			心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課

健康・保険

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
市民の健康づくり	25	予防医療の推進
	26	健幸都市への取り組みの推進
	27	ヘルスケア産業の可能性の研究
医療保険制度の適正運用	25	予防医療の推進

生活安心

現況

昨今の経済状況の影響等によって、市民の間に生活の安定を確保することが困難な状況が生じています。

課題

最低限度の生活保障のため、各種社会保障制度や生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、市営住宅の適正運用により総合的に支援する必要があります。

現況

複雑化する消費者トラブルへの対応強化と生活衛生の確保に努めています。

課題

消費者教育・生活相談の充実や消費者団体の育成を図るとともに、継続して生活衛生を確保する必要があります。

基本方針

生活安定への支援

経済的な困窮時等、市民の生活安定の危機に対して、適切な制度適用と生活安定・自立への支援を図ります。

暮らしの安心の確保

市民生活の不安や悩みを受け止めて、誰もが暮らしの安心を確保できるよう図るとともに、生活衛生の向上のための各種の取組を行います。

■この分野の計画

- ・第三次草津市就労支援計画（平成29年度～平成33年度／商工観光労政課）



施策

概要

①セーフティネット※の充実

市民の、最低限度の生活を維持できない状況に対し、福祉施策や年金、生活困窮者自立支援事業等による支援、生活保護制度の適用、また、働く意欲と能力のある人への就労支援および就労指導、住まいに困窮される人への市営住宅等の供給を行います。

①市民相談業務の充実

相談員の技量向上を図り、相談を受けた市民の生活上の不安や問題の早期解決を図ります。

②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成

消費生活に関する相談や出前講座など消費者トラブルに陥らないための啓発・教育に努めるとともに、消費者団体の育成・支援を行います。

③生活衛生の向上

畜犬登録・狂犬病予防注射の実施、公道上等の小動物死骸処理をはじめ、火葬施設や市営墓地の適正管理等、生活衛生の向上に努めます。



※セーフティネット：地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこと。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

生活安定への支援



最低限の生活が保障されている！

暮らしの安心の確保



安心して消費生活ができる！

指標	自立を理由として生活保護を廃止したケースの比率 (%)					暮らしの安全が確保されていると思う市民の割合 (%)				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	2.5	3.7	3.8	3.9	4.0	17.4	19.0	20.0	21.0	22.0

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。 ○就職困難者等に対する就労相談に応じます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活についての情報収集を行い、市民啓発に努めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者団体の活動を支援します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮時に、生活保護制度等を活用して、自立生活の確保に努めます。 <p>(民生委員児童委員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域において、生活に困難を抱える人に対する積極的な相談・支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における課題の多様化や高度化に対応できるように、必要な知恵と知識を身につけます。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の雇用創出に努めます。 	<p>(関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国県等の関係機関との連携を密にして、消費生活等に関する情報の共有を図ります。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
生活安定への支援	①セーフティネットの充実	生活保護費支給事務	社会福祉課
		生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
		就労支援相談員配置事業	商工観光労政課
		国民年金手続等事務	保険年金課
		市営住宅運営事業	住宅課
暮らしの安心の確保	①市民相談業務の充実	市民相談室運営事業	生活安心課
	②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成	消費者教育推進事業	生活安心課
		消費生活相談啓発事業	生活安心課
	③生活衛生の向上	畜犬対策事業	生活安心課
		小動物死骸処理事業	ごみ減量推進課
		火葬場管理運営事業	生活安心課
			市営墓地管理事業

生活安心



消費者教育・啓発用ゆるキャラ「クウとかいな」

防犯・防災

基本方針

現況

市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの醸成による犯罪抑止力の向上を図ることで、犯罪のないまちづくりを進めてきています。

課題

市民の防犯意識のいっそうの向上と地域防犯活動の展開、また、不安箇所解消等によって犯罪を未然に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。

犯罪のないまちづくり

地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを進めます。

現況

地震や火事、風水害等の災害に対して、市民が互いに備える関係づくりを強化し、必要な仕組みを充実させてきています。

課題

市民の防災意識のさらなる高揚と、自助・共助のもとでの防災・減災対策のいっそうの強化が求められています。

自助・共助による防災対策の充実

市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な避難行動の周知等を進めます。

現況

まちづくりの基本として市民生活の安心を守っていくため、地震や火事、風水害等の災害に対するまちの備えを強化させてきています。

課題

市民生活の安心を守るため、消防・防災体制について強化を図ることが必要となっています。

災害に強いまちづくり

防災備蓄の整備等、消防・防災の体制や、危機管理の体制の充実を図って、災害に強いまちづくりを進めます。

現況

排水能力が不足している河川が、市内に一定あることから、大雨時に河川・排水路の氾濫が危惧されます。

課題

重点整備による効率的な整備が必要ですが、雨水排除に重要となる一級河川整備の進捗の遅れが、雨水整備計画の支障となっています。

治水対策の推進

河川・排水路の適切な整備と管理による治水対策を行います。

■この分野の計画

- ・草津市地域防災計画〔震災対策編・風水害対策編・原子力災害対策編〕（平成28年度～/危機管理課）
- ・草津市地域防災計画〔大規模事故災害対策編〕（平成23年度～/危機管理課）
- ・草津市国民保護計画（平成27年度～/危機管理課）
- ・草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画（平成22年度～/危機管理課）
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画第2期（平成28年度～平成37年度/建築課）



施策

概要

① 自主防犯活動の展開

街頭啓発の実施や防犯ボランティア団体等への活動支援等を通じて市民の防犯意識の高揚につなげ、警察や県と連携を図りながら、犯罪抑止に努めます。

② 防犯設備の維持・整備

長寿命を考慮したLED防犯灯の設置、また、防犯設備の設置促進等により、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。

① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚

自主防災組織の育成等を進め、防災訓練や地域協働での防災教育、災害時要援護者への個別支援体制づくり、また、住宅耐震化の支援等を進めます。

① 消防体制・基盤の充実

消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、消防団装備品の整備を進める等、迅速・確実な消防活動の確保に努めます。

② 地域防災体制・基盤の強化

災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を強化させるほか、計画的な備蓄確保や地域ごとの防災拠点の整備等に努めます。

① 河川・排水路の整備

河川・排水路の適切な整備により、まちの雨水排水能力の向上と浸水の防除を図るとともに、一級河川の早期整備に向けた要望活動に取り組みます。

② 公共下水道雨水幹線の整備

大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るため、雨水排水路を整備します。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

犯罪のないまちづくり



犯罪認知件数が減る！

自助・共助による
防災対策の充実



市民の防災意識が高い！

災害に強いまちづくり



消防・防災力が
保たれている！

指標	人口1万人当たりの 犯罪認知件数（件）					自主防災組織数					災害に強いまちであると 感じる市民の割合（%）				
	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
	107	97	92	89	88	199	200	201	202	203	21.5	23.0	24.0	25.0	26.0

行動の指針	行政	市民・地域	事業者等
	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯等の防犯設備の設置、維持管理を行います。 ○警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。 ○市民への防犯情報の提供等に努めます。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の防犯意識向上のための啓発活動等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。 ○家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。 ○町内会、学区等で地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯など防犯設備の設置に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商業者等） ○店舗等における青少年健全育成の取組や防犯用品の販売等を行います。 ○社会貢献として防犯活動に参加・協力します。
	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各家庭や自主防災組織での自助・共助の取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用備蓄や住宅の耐震補強など家庭での防災対策を進めます。 ○自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時のボランティア活動への協力等に努めます。 ○事業所での防災組織の設置等に努めます。
<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災備蓄の整備を進め、防災体制の強化を図ります。 ○他都市や民間企業との防災協定により相互協力体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。 ○防災訓練や防災体制を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災協定等により災害発生時における市との協力体制（物的・人的・技術的支援）を構築します。 ○消防団活動への積極的な参加に努めます。 	



治水対策が進んでいる！

平成27年度末時点の雨水排水路整備面積に対する進捗増加率(%)

H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32
0.2	0.7	1.1	1.7	2.1

(施策展開において)

○国および県の情報、ならびに市民等からの意見や要望を反映し、計画的に事業実施を図ります。

○地域ぐるみの河川愛護の活動（浚渫・草刈り等）に自主的に取り組みます。

(国・県)

○一級河川の早期整備に努めます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
犯罪のないまちづくり	①自主防犯活動の展開	防犯対策事業	危機管理課
	②防犯設備の維持・整備	防犯灯維持管理事業	危機管理課
自助・共助による防災対策の充実	①自主防災体制の確立と市民意識の高揚	自主防災組織育成事業	危機管理課
災害に強いまちづくり	①消防体制・基盤の充実	湖南広域行政組合負担金事務（消防費）	危機管理課
		消防団活動事業	危機管理課
	②地域防災体制・基盤の強化	防災対策事業	危機管理課
		大雨警報警戒体制事業	河川課
治水対策の推進	①河川・排水路の整備	水防訓練事業	河川課
		河川改修事業	河川課
	②公共下水道雨水幹線の整備	河川維持補修事業	河川課
		雨水管渠整備事業	河川課
		雨水管渠等維持管理事業	河川課



この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
犯罪のないまちづくり	67	犯罪発生件数の削減
自助・共助による防災対策の充実	62	地震対策
	63	自助・共助の取り組み
災害に強いまちづくり	62	地震対策
治水対策の推進	41	草津川上流部等の平地河川化等の整備促進
	64	水害対策

防犯・防災



